

# 平成30年度業績概況

## 金融経済環境

平成30年度の我が国経済は、海外経済の着実な成長を背景に緩やかな回復が続き、平成31年1月には景気拡大期間が戦後最長を超えるに至りました。

愛知県をはじめとする東海地域は、外需が主導する景気回復が追い風となったこともあり、自動車産業を中心に業況は良好となったほか、公共工事の増加等もあって、雇用・所得環境の改善も続きました。

当金庫の主要営業区域である一宮市を中心とする地域では、域内の人口は減少傾向にあるものの、人口の流入は続いており、世帯数も増加しました。一方、古くからの主要産業であった繊維業は衰退し、平成29年には一宮市内の製造品出荷額に占める繊維の割合も食品に首位を譲る事態となりました。

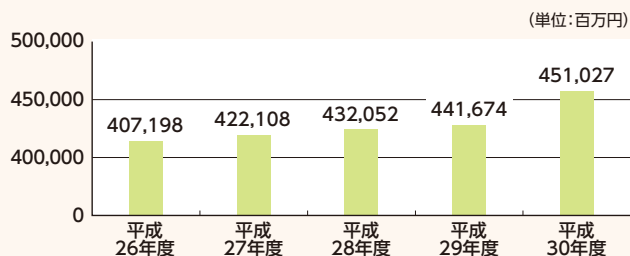
金融面では、日本銀行による異次元の金融緩和政策が長期化し、金融機関の収益力の低下が一層深刻なものとなったため、各金融機関は収益構造の再構築を最重要課題として様々な取組みを進めました。特に地域金融機関にあっては、地域との密接な関係を活かした収益機会の獲得を軸とした新たなビジネスモデルの構築が急がれる中、バーゼル規制の改正に伴い自己資本の一段の充実が必要になってきたほか、金融行政における検査・監督手法の変化により、経営管理機能のさらなる強化が求められる状況となりました。

## 業績

事業方針に基づき収益力強化に向けた諸施策を推進した結果、平成30年度の業績は以下のとおりとなりました。

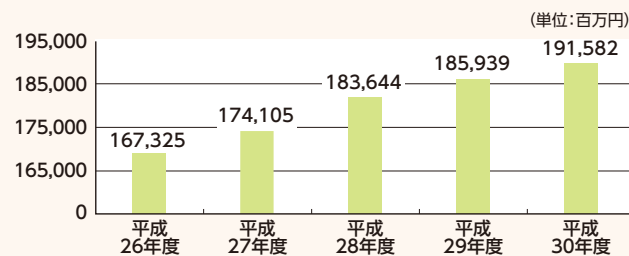
### 預金積金

年金資金の預入が順調に推移していることから、流動性預金は増加が続き、定期預金は概ね横這いの推移となりました。この結果、期末時点での実績は、預金残高4,510億円、期中増加額93億円、同増加率2.1%となりました。



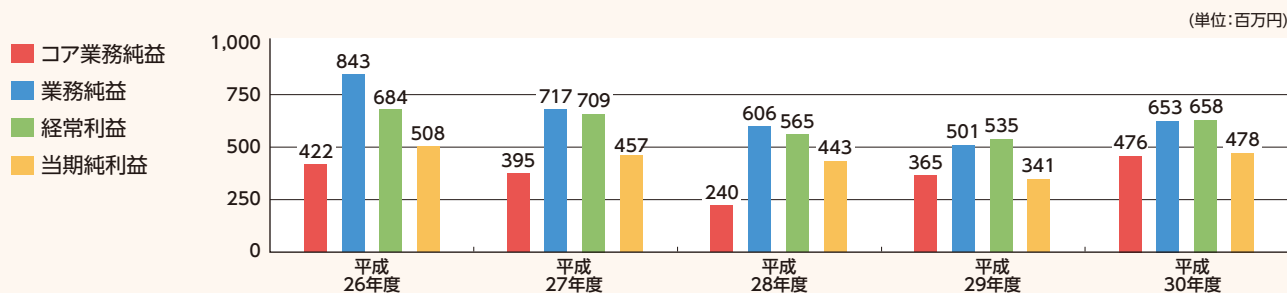
### 貸出金

アパート・マンション建築資金をはじめとする不動産関連向け貸出が引き続き需要の中心となりました。この結果、期末時点での実績は、貸出金残高1,915億円、期中増加額56億円、同増加率3.0%となりました。



### 損益

市場金利が低位で推移していることから運用利回りの低下が続き、貸出金利息や有価証券運用による収益が減少した一方、預金の上乗せ金利の見直しや、人員が減少した効果により費用の削減も進み、また、与信関連費用も減少しました。この結果、業務純益は6億5千万円(前期比+30.4%)、経常利益は6億5千万円(前期比+22.9%)、当期純利益4億7千万円(前期比+40.2%)の実績となりました。



# 平成30年度業績概況

## 不良債権の状況

金融再生法に基づく資産査定の結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権の合計額は40億円となりました。このうち37億円が担保・保証及び引当により保全されており、その合計額に対する保全率は92.6%となっております。

なお、これとは別に内部留保として128億円が積み立てられていますので不良債権への備えは万全です。

リスク管理債権、金融再生法開示債権の状況及び引当・保全の状況は以下のとおりです。

## リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)
破綻先債権	平成29年度	260	221	39	100.0
	平成30年度	199	178	21	100.0
延滞債権	平成29年度	4,133	2,573	1,365	95.2
	平成30年度	3,579	2,203	1,213	95.4
3か月以上延滞債権	平成29年度	—	—	—	—
	平成30年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成29年度	318	79	47	39.6
	平成30年度	232	72	29	43.5
合計	平成29年度	4,712	2,873	1,451	91.7
	平成30年度	4,011	2,453	1,263	92.6

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。

8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

## 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成29年度	4,715	4,327	2,876	1,451	91.7	78.9
	平成30年度	4,012	3,717	2,454	1,263	92.6	81.0
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成29年度	2,903	2,903	1,785	1,118	100.0	100.0
	平成30年度	2,492	2,492	1,515	977	100.0	100.0
危険債権	平成29年度	1,493	1,298	1,012	286	86.9	59.4
	平成30年度	1,287	1,124	867	257	87.3	61.1
要管理債権	平成29年度	318	126	79	47	39.6	19.6
	平成30年度	232	101	72	29	43.5	18.1
正常債権	平成29年度	181,845					
	平成30年度	188,059					
合計	平成29年度	186,560					
	平成30年度	192,072					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

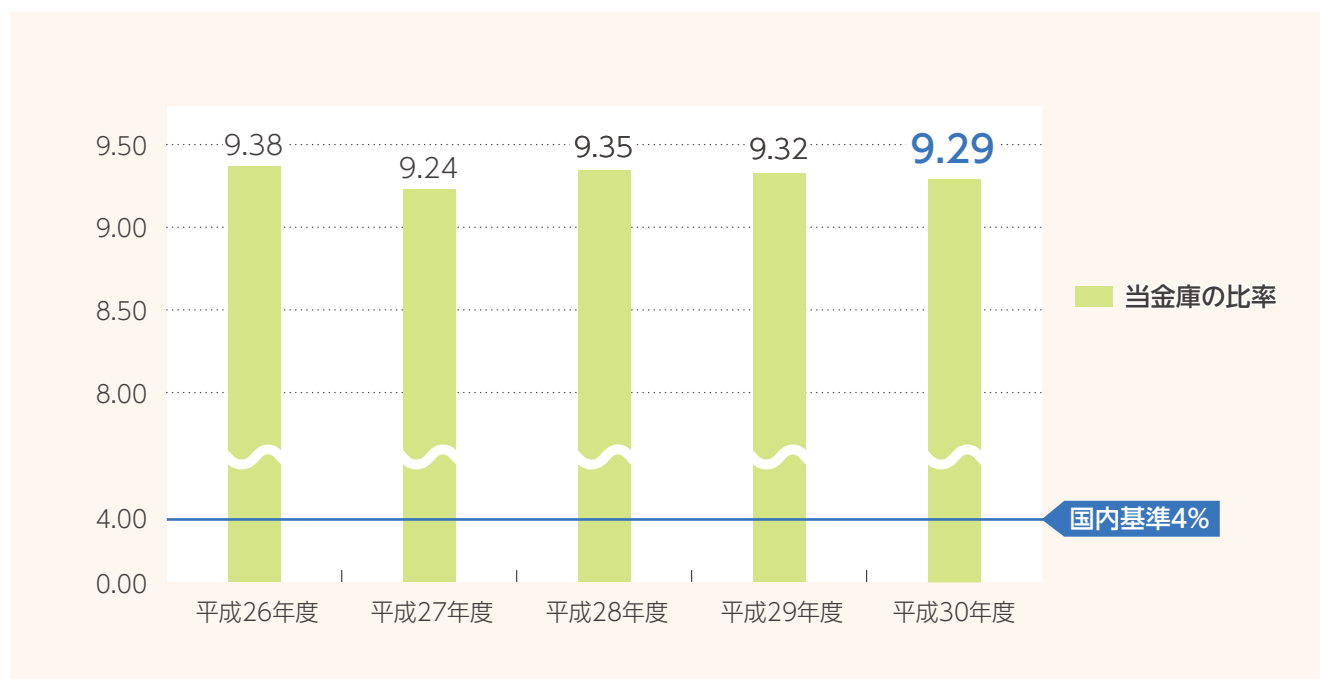
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

## 自己資本比率の状況

当金庫の自己資本は、地域のお客様からの出資金及び内部留保の積み立てにより構成されております。また、金融機関の健全性を示す重要な指標の一つである自己資本比率は9.29%と国内基準の4%と比較して高い水準にあり、財務体質は高い健全性を維持しております。

### 自己資本比率の算出式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{信用リスク・アセット} + \text{オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額}} \times 100(\%)$$



●詳細についてはP.42をご参照ください。

## 事業の展望及び対処すべき課題

当金庫は、愛知県の尾張西部を基盤として、将来にわたり地域に必要とされる金融機関であり続けるために、様々な取組みを行っています。

2018年度を初年度とする中期計画においては、今後も尾西信用金庫として存続していくため、当金庫のあるべき姿として業界規模平均並みの業務純益10億円、役職員数340人体制を、生産性の向上により5年後までに実現させることを目指し、各施策を実施することとしています。

2019年度は、収益改善に向け、本業利益の拡大を重視した営業活動、安定した利息配当収入の確保に重点を置いた市場運用、効率化の促進による人員減少への対応等の取組みを着実に推進していくとともに、信用金庫の使命である金融仲介機能の発揮を通じた地域活性化に資する取組みを積極的に実施します。

また、これらの取組みの基盤となる経営力の強化に向け、コンプライアンスの徹底やリスク管理の強化を図るとともに、こうした取組みを支える人材の育成に取組みます。